

議 案 第 99 号

大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の同意について

阪神高速道路株式会社が大阪府道高速大阪池田線等に関する事業を次のとおり変更することについては、同意する。

1 新設に係る工事の内容の変更

大阪市道高速道路淀川左岸線（大阪府大阪市此花区高見一丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで）に関する工事の内容のうち他の道路との接続位置及び接続の方法

変 更	現 行
別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり

2 料金の額の変更

変 更	現 行
別紙 3 のとおり	別紙 4 のとおり

平成29年 2 月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の新設に係る工事の内容を変更すること及び料金の額を変更することについて、別紙のとおり阪神高速道路株式会社から同意を求めてきたので、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙 1)

大阪市道高速道路淀川左岸線（大阪府大阪市此花区高見一丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで）に関する工事の内容のうち他の道路との接続位置及び接続の方法（変更）

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市此花区高見一丁目付近	立体接続	海老江ジャンクション
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区大開四丁目付近	立体接続	海老江北出路（仮称）
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区海老江六丁目付近	立体接続	海老江北入路（仮称）
大阪都市計画道路西野田中津線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀出路（仮称）
大阪市道堂島十三線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀入路（仮称）
一般国道 176 号（十三バイパス）	大阪市北区中津七丁目付近	立体接続	大淀入路（仮称）
一般国道 423 号（新御堂筋）	大阪市北区豊崎七丁目付近	立体接続	豊崎出入路（仮称）
一般国道 1 号（淀川左岸線延伸部）	大阪市北区豊崎六丁目付近	平面接続	本線

(別紙 2)

大阪市道高速道路淀川左岸線（大阪府大阪市此花区高見一丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで）に関する工事の内容のうち他の道路との接続位置及び接続の方法（現行）

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市此花区高見一丁目付近	立体接続	海老江ジャンクション
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区大開四丁目付近	立体接続	海老江北出路（仮称）
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区海老江六丁目付近	立体接続	海老江北入路（仮称）
大阪都市計画道路西野田中津線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀出路（仮称）
大阪市道堂島十三線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀入路（仮称）
一般国道 176 号（十三バイパス）	大阪市北区中津七丁目付近	立体接続	大淀入路（仮称）
一般国道 423 号（新御堂筋）	大阪市北区豊崎七丁目付近	立体接続	豊崎第 1 出入路（仮称）
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第 1 入路（仮称）
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第 2 出入路（仮称）

料金の額及びその徴収期間（変更）

※以下、「大阪府道高速大阪池田線等」に係る料金の額及びその徴収期間を記載し、大阪府大阪市に関する内容を含む部分を下線で示す。

〔1〕 基本料金の額

阪神高速道路（本文記1 高速道路の路線名中、①から②の路線をいう。以下同じ。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

一. 1キロメートル当たりの料金の額と固定額

(1) 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

<u>車種区分</u>	<u>料金の額（円）</u>
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

（注） 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

(2) 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する固定額は、250円とする。

二. 適用方法

(1) 利用距離

阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の利用距離は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添2のとおりとする。

（注）

A 利用距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する利用距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。なお、別紙1－10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に通行した経路にかかわらず、阪神高速道路のみを通行したときの最短経路により算出した距離を利用距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を利用距離とする。

c: 実際に通行した阪神高速道路の入口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本

州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）及び阪神高速道路の出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）による利用距離に比して、当該入口の直前の入口等又は当該出口の直後の出口等を採用した場合の利用距離が短くなる場合については、当該直前の入口等又は当該直後の出口等を利用したものとして利用距離を適用する。ただし、実際に通行した入口等及び出口等が、当該利用距離を適用する入口等及び出口等相互間の最短経路上に存在する経路に限る。

d: 記〔6〕一により通行する場合は、乗継のため、阪神高速道路を流出するまでの利用距離と引き続いて阪神高速道路に再流入してから利用距離を合算した距離を利用距離とする。なお、記〔6〕一により通行する場合の経路〔ただし、神戸市道生田川箕谷線（全線を通行する経路に限る。）と兵庫県道高速神戸西宮線とを引き続いて通行する場合は除く。〕は、aに規定する出入口等の相互間の経路に含めない。

B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車という。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車。以下同じ。〕は、入口等から利用可能（記〔6〕一に定める通行方法による場合を含む。以下同じ。）な最遠の出口等までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とする。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

（2）出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の利用距離に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額＝LR＋F（単位：円）

注）上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：出入口等の相互間の利用距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

（3）通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をC、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B及びCの走行により迂回走行した自動車が、Cにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示し、阪神高速道路を順方向にDまで走行した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

① ETC車の場合の料金調整

AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算して、記（2）の計算式により算出し

た料金を適用する。

② 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aからの利用距離に応じて記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

〔2〕 特別の措置

一. 1キロメートル当たりの料金の額の特例

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、記〔1〕一(1)にかかわらず、平成29年6月1日以降阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)が別に定める日から平成34年3月31日までの間、下表1を適用する。

なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。ただし、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

表1

車種区分	料金の額(円)
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	31.5864
大型車	48.708
特大車	63.1728

二. 下限料金の額

記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない場合は、記〔1〕及び〔2〕一にかかわらず、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から平成34年3月31日までの間は、下表2の車種区分に応じた料金の額を適用し、平成34年4月1日以降は、下表3の車種区分に応じた料金の額を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表2

車種区分	料金の額(円)
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	285.8215
大型車	359.4444
特大車	421.6430

表3

車種区分	料金の額(円)
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444

特大車	499.0740
-----	----------

(注)

A 現金車は、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とし、その利用距離に応じて料金の額を適用する。

ただし、記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合は、上表2又は上表3の料金の額を適用する。

B 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

三. 相互利用時の料金の額

(1) 一般国道2号（第二神明道路）との相互利用区間の料金の額

下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記〔1〕並びに〔2〕一及び二にかかわらず、1回の通行につき同表の相互利用区間の料金の額とする。なお、下表に掲げる区間と一般国道2号（第二神明道路）の兵庫県道高速神戸西宮線との接続部から名谷JCTまでの区間及び垂水JCTから永井谷JCTまでの区間の全部又は一部とを連続して通行する場合の料金の額については、一般国道2号（第二神明道路）の料金の額を含め、同表の相互利用区間の料金の額とする。

路線名	相互利用区間の料金を徴収する区間	相互利用区間の料金の額（円）		
		普通車	大型車	特大車
兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線	伊川谷JCTから永井谷JCTまでの区間及び垂水JCTから名谷JCTまでの区間の全部又は一部	190.477	285.715	666.667

(注) 上表の普通車、大型車及び特大車の種類は、別添4のとおりとする。

四. 神戸市道生田川箕谷線を通行する場合の料金の額

記〔1〕にかかわらず、神戸市道生田川箕谷線のみを通行する道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車の料金の額は、47.619円を適用する。

〔3〕基本料金及び特別の措置における割引

一. 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

出入口等の相互間を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車

(2) 割引後の額

① 記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から平成34年3月31日までの間は下表1の車種区分に応じた割引後の額を適用し、平成34年4月1日以降は、下表2の車種区分に応じた割引後の額を適用する。

表 1

車種区分	割引後の額 (円)
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1277.6345
大型車	1888.8756
特大車	2405.2690

表 2

車種区分	割引後の額 (円)
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1414.6368
大型車	1888.8756
特大車	3048.1260

二. 障害者割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード〔建設省令第2条第2項の規定に基づき東日

本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したE T Cシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。〕を発行する者から貸与を受けたE T Cカードをいう。以下同じ。〕又はE T Cパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

（2）割引率

割引率は50%以下とする。

三. E T C路線バス割引については、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）。ただし、記〔2〕三（1）の区間のみを通行する自動車を除く。

（2）割引率

割引率は39%以下とする。

四. 環境ロードプライシング割引については、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

E T C車のうち、兵庫県道高速湾岸線のうち六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔6〕一に定める通行方法による場合を含む。）する自動車〔ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のうち摩耶出入口から西宮I C出入口までの区間、兵庫県道高速大阪西宮線、大阪府道高速大阪西宮線又は一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部）を通行する場合は除く。〕並びに大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち天保山出入口から鳴尾浜出入口までの区間の全部又は一部の区間及び大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港J C T（淀川左岸舞洲出入口を含む。）から大開出入口までの区間の全部又は一部の区間を通行する自動車（ただし、当該区間のみを通行する場合に限る。）で、次に掲げるもの

① 大型車及び特大車

② 中型車のうちE T Cコーポレートカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車（以下、（2）において「登録中型車」という。）

ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

(2) 割引率等

① 割引率

割引率は30%とする。ただし、下表1に掲げる利用区間を通行する場合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引率を適用する。

表1

利用区間	割引率	
	大型車及び特大車	登録中型車
兵庫県道高速湾岸線のうち六甲アイランド北出入口から南芦屋浜出入口までの一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち中島出入口から天保山出入口までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港JCTから大開出入口までの区間を越えて連続して通行（記〔6〕一に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、大阪府道高速湾岸線のうち岸和田北出入口からりんくうJCTまでの区間の出入口を起着点とする場合は除く。	15%	
兵庫県道高速湾岸線のうち西宮浜出入口を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち中島出入口から天保山出入口までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港JCTから大開出入口までの区間を越えて連続して通行する場合	10%	
大阪府道高速湾岸線のうち岸和田北出入口からりんくうJCTまでの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間と連続して通行（記〔6〕一に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合は除く。		

② 割引後の額

下表2に掲げる利用区間を通行する場合においては、記①本文の割引率を適用した割引後の額が下表2に掲げる区分に応じた割引後の額を超える場合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引後の額を適用する。

表2

利用区間	割引後の額（円）	
	大型車及び特大車	登録中型車

兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎末広出入口（東行出口及び西行入口に限る。）又は尼崎東海岸出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち南芦屋浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔6〕一に定める通行方法による場合を含む。）する場合	933.333	466.666
兵庫県道高速湾岸線のうち、六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔6〕一に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から鳴尾浜出入口までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	666.666	333.333
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ及び鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	533.333	266.666
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ又は鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部若しくは一部の区間のみを通行する場合	266.666	133.333

五. 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

（１）割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cコーポレートカードを会社が別に定めるところにより使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔２〕三（１）の区間のみを通行する自動車を除く。

（２）割引率

① 車両単位割引

イ 記（１）の自動車が使用するE T Cコーポレートカード１枚ごとに徴収する料金の額の１ヵ月の合計額〔平成１８年３月３１日付け阪高計画第８５号で申請し、同日付けで許可を受けた「京都市道高速道路１号線等に関する事業」のうち本文「１．高速道路の路線名」中①及び②の路線（以下「京都圏」という。）における月間利用額と合算して計算する。〕に応じて、下表１に掲げる割引率を適用する。ただし、平成２９年６月１日以降会社が別に定める日から平成４４年３月３１日までの間にあっては、下表１にかかわらず、下表２に掲げる割引率を適用する。

ロ 平成２９年６月１日以降会社が別に定める日から平成４４年３月３１日までの間〔ただし、下表３の兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道２号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間にあっては、一般国道２号（大阪湾岸道路西伸部）の供用開始の期日の前日までの間に限る。〕においては、イに加えて、同表に掲げる路線のみの通行（同表に掲げる路線のみを連続して通行する場合を含む。）に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表４に掲げる割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表 1

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～10,000 円以下の部分	3%
10,000 円超～35,000 円以下の部分	6%
35,000 円超～70,000 円以下の部分	8%
70,000 円を超える部分	13%

表 2

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～10,000 円以下の部分	10%
10,000 円超～30,000 円以下の部分	15%
30,000 円を超える部分	20%

表 3

大阪府道高速大阪松原線のうち大阪府道高速大和川線との分合流部から松原 J C T までの区間
大阪府道高速大阪湾岸線
大阪府道高速大和川線
大阪府道高速淀川左岸線
兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道 2 号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間
兵庫県道高速湾岸線
神戸市道高速道路 2 号線
兵庫県道高速北神戸線
神戸市道高速道路北神戸線

表 4

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0%
10,000 円を超える部分	5%

② 契約単位割引

イ 利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約に基づく利用者の阪神高速道路における月間利用額の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）が 100 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たりの月間平均利用額が 5,000 円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。ただし、阪神高速道路における月間利用額（京都圏における月間利用額を含めない。）に限り、5%の割引率を加えて適用する。

ロ この割引は平成 44 年 3 月 31 日までとする。

六. 大阪都心流入割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C 車

(2) 割引を適用する利用距離

下表のA欄に掲げる西日本高速道路株式会社、大阪府道路公社又は会社が管理する道路、B欄に掲げる西日本高速道路株式会社が管理する区間及びC欄に掲げるジャンクションを連続して通行し、D欄に掲げる出入口等を利用した場合（ただし、B欄に記載が無い場合は、A欄に掲げる西日本高速道路株式会社又は会社が管理する道路及びC欄に掲げるジャンクションを連続して通行し、D欄に掲げる出入口等を利用した場合）の出入口等の相互間の距離（A欄の大阪府道高速大阪東大阪線を通行し、当該通行において会社が管理する道路の通行が2回となる場合は、これを1回の通行とみなす。）は、それぞれE欄に掲げる利用距離を適用する。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、同表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

A	B	C	D	E
一般国道1号(第二京阪道路)〔ただし、ETC 2.0車以外のETC車は、当該道路の出入口(京都市道高速道路2号線との接続部を除く。)を起点又は終点とする場合に限る。また、平成31年3月31日までの間は、ETC 2.0車が京都市道高速道路2号線との接続部を通行する場合を除く。〕	門真JCTから 守口JCTまで	守口JCT	北浜、本町、道頓堀、夕陽丘(出口に限る)、なんば、信濃橋(出口に限る)、土佐堀又は湊町(出口に限る)	9.1km
	門真JCTから 東大阪JCTまで	東大阪JCT		
	門真JCTから 松原JCTまで	松原JCT		
	門真JCTから 守口JCTまで	守口JCT	堂島、高麗橋、長堀、高津、夕陽丘(入口に限る)、えびす町、四ツ橋、信濃橋(入口に限る)又は湊町(入口に限る)	8.6km
	門真JCTから 東大阪JCTまで	東大阪JCT		
	門真JCTから 松原JCTまで	松原JCT		
大阪府道高速大阪東大阪線のうち一般国道308号(第二阪奈道路)との接続部から東大阪JCTまでの区間	東大阪JCTから 守口JCTまで	守口JCT	北浜、本町、道頓堀、夕陽丘(出口に限る)、なんば、信濃橋(出口に限る)、土佐堀又は湊町(出口に限る)	A欄に掲げる道路の通行時に、中野入口を利用した場合 10.0km、水走入口を利用した場合 12.1km、一般国道308号(第
	二	東大阪JCT		

	<u>東大阪 J C T から松原 J C T まで</u>	<u>松原 J C T</u>		<u>二阪奈道路) との接続部を利用した場合 12. 7km</u>
	<u>東大阪 J C T から守口 J C T まで</u>	<u>守口 J C T</u>	<u>堂島、高麗橋、長堀、高津、夕陽丘 (入口に限る)、</u>	<u>A 欄に掲げる道路の通行時に、中野出口を利用した場合 9. 5km、</u>
	<u>二</u>	<u>東大阪 J C T</u>	<u>えびす町、四ツ橋、信濃橋 (入口に限る) 又は湊町 (入口に限る)</u>	<u>水走出口を利用した場合 11. 6km、一般国道 308 号 (第二阪奈道路) との接続部を利用した場合 12. 2km</u>
	<u>東大阪 J C T から松原 J C T まで</u>	<u>松原 J C T</u>		
<u>高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線 (西名阪自動車道)</u>	<u>松原 J C T から守口 J C T まで</u>	<u>守口 J C T</u>	<u>北浜、本町、道頓堀、夕陽丘 (出口に限る)、なんば、</u>	<u>11. 4km</u>
	<u>松原 J C T から東大阪 J C T まで</u>	<u>東大阪 J C T</u>	<u>信濃橋 (出口に限る)、土佐堀又は湊町 (出口に限る)</u>	<u>9. 1km</u>
	<u>二</u>	<u>松原 J C T</u>		<u>12. 8km</u>
	<u>松原 J C T から守口 J C T まで</u>	<u>守口 J C T</u>	<u>堂島、高麗橋、長堀、高津、夕陽丘 (入口に限る)、</u>	<u>11. 5km</u>
	<u>松原 J C T から東大阪 J C T まで</u>	<u>東大阪 J C T</u>	<u>えびす町、四ツ橋、信濃橋 (入口に限る) 又は湊町 (入口に限る)</u>	<u>8. 6km</u>
	<u>二</u>	<u>松原 J C T</u>		<u>12. 7km</u>
<u>大阪府道美原太子線 (南阪奈有料道路)</u>	<u>美原 J C T から守口 J C T まで</u>	<u>守口 J C T</u>	<u>北浜、本町、道頓堀、夕陽丘 (出口に限る)、なんば、</u>	<u>11. 4km</u>
	<u>美原 J C T から東大阪 J C T まで</u>	<u>東大阪 J C T</u>	<u>信濃橋 (出口に限る)、土佐堀又は湊町 (出口に限る)</u>	<u>9. 1km</u>
	<u>美原 J C T から松原 J C T まで</u>	<u>松原 J C T</u>		<u>12. 8km</u>
	<u>美原 J C T から守口 J C T まで</u>	<u>守口 J C T</u>	<u>堂島、高麗橋、長堀、高津、夕陽丘 (入口に限る)、</u>	<u>11. 5km</u>
	<u>美原 J C T から東大阪 J C T まで</u>	<u>東大阪 J C T</u>	<u>えびす町、四ツ橋、信濃橋 (入口に限る)</u>	<u>8. 6km</u>

	美原JCTから 松原JCTまで	松原JCT	る)又は湊町(入 口に限る)	12.7km
--	--------------------	-------	-------------------	--------

(注) 上表の「ETC2.0車」は、ETC車のうち、一般財団法人ITSサービス高度化機構が定めるETC2.0車載器DSRC部使用規程第1条に規定する車載器DSRC部を使用し、国土交通省、六会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針1.（1）に規定する車載器のID付きプローブ情報の提供を行う自動車を用いる。

(3) 実施する期間

この割引は平成44年3月31日までとする。

七. 神戸都心流入割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路2号線及び兵庫県道高速神戸西宮線又は兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道生田川箕谷線を連続して通行する自動車

(2) 割引後の額

下表の左欄に掲げる出入口等と右欄に掲げる出入口等の組合せで連続して通行した場合の料金の額が、兵庫県道高速神戸西宮線のうち生田川出入口から一般国道2号（第二神明道路）との接続部まで通行した場合の料金の額と記〔2〕三（1）の表に掲げる料金の額との合計額を超える場合は、当該合計額を割引後の額とする。

出入口等	出入口等
伊川谷JCT、永井谷、前開、布施畑JCT、布施畑東、しあわせの村（東行入口及び西行出口）	生田川、京橋、柳原、神戸長田、国道2号、二宮、神若、新神戸駅

(3) 実施する期間

この割引は平成44年3月31日までとする。

八. 短距離区間利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、入口等Aから当該入口等Aの直後の出口等Bまでの利用距離が4.3km以下である区間を通行する自動車。なお、当該Bを入口等として当該Aを出口等として通行する場合において、当該BA区間（BからA方向に通行する間に他の出口がある場合も含む。）においても当該割引を適用する。ただし、記〔2〕三（1）の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引後の額

記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から平成34年3月31日までの間は記〔2〕二の表2、平成34年4月1日以降は記〔2〕二の表3に掲げる車種区分に応じた料金の額を超える場合は、当該料金の額を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

(3) 実施する期間

この割引は平成44年3月31日までとする。

九. 池田線時間帯割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線のうち神田出入口から池田木部出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

(2) 割引後の額

記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる区分、時間帯及び車種ごとに、割引後の額を超える場合、同表の割引後の額を適用する。

区分	時間帯	割引後の額（円）	
		軽自動車等・普通車・中型車	大型車・特大車
平日 (月曜日～金曜日)	6：00 以後～9：00 前	142. 857	285. 714
	17：00 以後～20：00 前		

(注) 平日（月曜日～金曜日）は、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。）を除く。

(3) 実施する期間

この割引は平成44年3月31日までとする。

十. 西大阪線端末区間割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

大阪市道高速道路西大阪線のうち北津守出入口から安治川出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

(2) 割引後の額

記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が下表に掲げる割引後の額を超える場合は、E T C車は、下表1に掲げる時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用し、現金車は下表2に掲げる時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用する。

表1

区分	時間帯	割引後の額（円）	
		軽自動車等・普通車・中型車	大型車・特大車
全日	6：00 以後～22：00 前	190. 476	380. 952
	0：00 以後～6：00 前	95. 238	190. 476
	22：00 以後～24：00 前		

表2

区分	時間帯	割引後の額（円）	
		軽自動車等・普通車・中型車	大型車・特大車
全日	終日	190. 476	380. 952

(3) 実施する期間

この割引は平成44年3月31日までとする。

十一. 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車

(2) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて実施する期間を設定する。

(4) 割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて設定する。

(5) 事前の届出

個々の企画割引ごとに記（１）から記（４）までの内容について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十二. 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

(2) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(4) 割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(5) 事前の届出

個々の社会実験ごとに記（１）から記（４）までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十三. 割引相互間の適用関係

(1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引及び神戸都心流入割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び大阪都心流入割引又は神戸都心流入割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、障害者割引との重複適用のない割引（以下「非重複割引等」という。）を適用した場合の方が低い額になる場合は、非重複割引等を適用する。

(2) E T C路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引及び神戸都心流入割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び大阪都心流入割引又は神戸都心流入割引を適用した後の金額に対して当該割

引を適用する。

(3) 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、事業者向け大口・多頻度割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、短距離区間利用割引、池田線時間帯割引及び西大阪線端末区間割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

○・・・重複適用あり

×・・・重複適用なし

	上限 料金							
環境 R P	○	環境 R P						
大口・ 多頻度	○	○	大口・ 多頻度					
大阪 流入	○	×	○	大阪 流入				
神戸 流入	○	×	○	×	神戸 流入			
短距離	○	×	○	×	×	短距離		
池田	○	×	○	×	×	×	池田	
西大阪	○	×	○	×	×	×	×	西大阪

(注) 「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「環境R P」は環境ロードプライシング割引、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引、「大阪流入」は大阪都心流入割引、「神戸流入」は神戸都心流入割引、「短距離」は短距離区間利用割引、「池田」は池田線時間帯割引、「西大阪」は西大阪線端末区間割引をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	大阪都心流入割引又は神戸都心流入割引
3	環境ロードプライシング割引
4	短距離区間利用割引又は池田線時間帯割引若しくは西大阪線端末区間割引を比較して割引後の額が低い額となる割引を適用
5	事業者向け大口・多頻度割引

〔4〕消費税等の取扱い及び料金の単位

次の各号に掲げる額について、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

一. 記〔1〕二(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金の計算額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定め

る消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額

二. 記〔2〕二、三及び四に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額

三. 記〔3〕一、四、六、七、八、九及び十に定める割引を適用した額（記一、四、七、八、九及び十に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）

〔5〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成27年9月18日までとする。

〔6〕その他

一. 乗継について

阪神高速道路のうち下表のA路線欄に掲げる路線とB路線欄に掲げる路線とを引続いて通行する場合（ただし、会社が別に定める出入口等を通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はETCシステムに当該通行実績を記録したETC車それぞれについて、会社が別に定める期間、これを1回の通行とみなす。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、同表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

<u>A路線</u>	<u>B路線</u>	<u>備考</u>
<u>大阪府道高速大阪堺線</u>	<u>大阪府道高速湾岸線（大浜出入口以南）</u>	<u>A路線とB路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。</u>
<u>兵庫県道高速神戸西宮線（摩耶出入口以西）</u>	<u>兵庫県道高速湾岸線</u>	
<u>大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線</u>	<u>大阪府道高速大阪池田線（堂島入口以東）</u>	<u>A路線からB路線へ通行する場合に限る。</u>
<u>兵庫県道高速神戸西宮線</u>	<u>神戸市道生田川箕谷線</u>	<u>A路線とB路線とをETC車で通行する場合に限る。</u>

二. 実施期日

記〔1〕から記〔3〕までに掲げる事項は平成29年6月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前の〔3〕五（2）、（3）、（4）、（5）、（6）及び八の「平成29年3月31日」を「平成29年6月1日以降会社が別に定める日の前日」に読み替えた上で従前のとおりとする。

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するも	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもので、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同

	<u>の等)</u>	<u>法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして阪神高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの</u>
	<u>ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸)である連結車両</u>	<u>ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両</u>
<u>特大車</u>	<u>ワ 普通貨物自動車(4車軸以上)</u>	<u>普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(ヌに該当するものを除く。)</u>
	<u>カ 連結車両</u>	<u>けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ヘ、リ及びワに該当するものを除く。)</u>
	<u>ヨ 大型特殊自動車</u>	<u>法第3条の大型特殊自動車</u>
	<u>タ 乗合型自動車(その他)</u>	<u>乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(ルに該当するものを除く。)</u>

別添2

○ 出入口等の相互間の利用距離（単位：km）

・「－」・・・距離を算出できない、又は通常通行されない経路

大阪府道高速大阪池田線 (1号環状線)													なんば	
環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町	
												0.6	0.3	
												7.6	0.7	
												6.9	1.3	
												5.8	6.6	
												2.3	7.6	
												3.8	5.4	
												6.9	3.0	
												6.5	3.6	
												3.5	4.2	
												5.2	4.9	
												5.7	5.8	
												5.3	6.1	
												4.5	6.1	
5.5												6.1		

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5.3	6.1
												4.5	6.1
5.5												6.1	

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口 線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大 阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原 線分岐	えびす町
												0.6	0.3
												7.6	0.7
												6.9	1.3
												5.8	6.6
												2.3	7.6
												3.8	5.4
												6.9	3.0
												6.5	3.6
												3.5	4.2
												5.2	4.9
												5.7	5.8
												5	

大阪府道高速大阪池田線・兵庫県道高速大阪池田線 (11号池田線・池田延伸線)														池田本部
環状線・池田線分岐	出入橋	中之島	梅田	福島	塚本	加島	豊中南 (名神)	豊中南 (北行)	豊中北	大阪空港	池田	神田	川西小花	池田本部
														池田本部
環状線・池田線分岐	0.5	-	1.0	-	3.6	5.4	8.6	-	12.0	13.2	14.2	-	18.7	20.8
														20.8

大阪府道高速大阪守口線・大阪市道高速道路森小路線 (12号守口線・森小路線)										森小路
環状線・守口線分岐	南森町	町	長柄	都島	城北	守口	守口 J C T	国道1号	森小路	森小路
										森小路
環状線・守口線分岐	0.6	1.0	1.6	4.1	4.7	10.2	10.6	10.8	10.8	6.4
										6.4

大阪府道高速大阪東大阪線 (13号東大阪線)										第二阪奈
環状線・東大阪線分岐	法円坂	森之宮	高井田	長田	東大阪荒本・東大阪 J C T	中野	水走	第二阪奈	第二阪奈	第二阪奈
										第二阪奈
環状線・東大阪線分岐	0.6	-	4.9	7.1	8.0	8.9	11.0	11.6	11.6	11.6
										11.6

大阪府道高速大阪松原線 (14号松原線)										松原 J C T
環状線・松原線分岐	天王寺	阿倍野	文の里	駒川	平野	喜連瓜破	三宅	松原線・大和川線 分岐	大堀	松原 J C T
										松原 J C T
環状線・松原線分岐	0.6	0.7	-	4.8	-	7.7	9.5	-	11.4	12.1
										12.1

大阪府道高速大阪堺線・大阪市道高速道路西大阪線 (15号堺線・17号西大阪線)										安治川
環状線・堺線分岐	湊町	汐見橋	芦原	津守	玉出	住之江	堺	国道26号	北津守	安治川
										安治川
環状線・堺線分岐	0.0	-	-	-	5.6	8.3	11.6	12.2	-	12.2
										12.2

大阪府道高速大阪東大阪線 (16号大阪港線)										天保山・天保 山 J C T
環状線・大阪港線分岐	阿波座	大阪港線・神 戸線分岐	西長堀	本田・九条	波除	天保山・天保 山 J C T	天保山・天保 山 J C T	天保山・天保 山 J C T	天保山・天保 山 J C T	天保山・天保 山 J C T
										天保山・天保 山 J C T
環状線・大阪港線分岐	-	0.4	-	1.5	-	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4
										6.4

大阪府道高速大阪西宮線・兵庫県道高速大阪西宮線・兵庫県道高速神戸西宮線 (3号神戸線)													摩耶	
大阪港線・神戸線分岐	西長堀	中之島西	海老江 J C T	姫島	大和田	尼崎東	尼崎西	武庫川	西宮 I C	西宮	芦屋	淡江	魚崎	摩耶
				1.1	-	3.9	-	6.8	-	-	0.6	-	1.3	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	3.3	-	6.1	-	11.0	-	-	2.9	-	5.9	10.5
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	3.9	-	6.7	-	11.6	-	-	17.1	-	22.4	27.0
	-	-	-	4.2	-	7.0	-	11.9	-	-	17.4	-	22.7	27.3

摩耶	生田川	京橋	柳原	海川・津川 J C T	若宮	月見山	第二神明
					2.0	3.3	3.5
					1.9	3.9	5.2
					3.4	5.3	7.3
					1.2	4.6	6.5
	—	—	—	—	8.5	9.8	10.0
					—	—	—
					—	—	—
					—	—	—
					—	—	—
魚崎	2.3	3.5	6.9	8.8	10.8	12.1	12.3
淡江	—	—	—	—	—	—	—
芦屋	8.2	9.4	12.8	14.7	16.7	18.0	18.2
西宮	—	—	—	—	—	—	—
西宮 I C	12.8	14.0	17.4	19.3	21.3	22.6	22.8
武庫川	15.1	16.3	19.7	21.6	23.6	24.9	25.1
尼崎西	—	—	—	—	—	—	—
尼崎東	18.9	20.1	23.5	25.4	27.4	28.7	28.9
大和田	—	—	—	—	—	—	—
姫島	24.5	25.7	29.1	31.0	33.0	34.3	34.5
海老江・海老江 J C T	—	—	—	—	—	—	—
中之島西	26.5	27.7	31.1	33.0	35.0	36.3	36.5
西長堀	28.7	29.9	33.3	35.2	37.2	38.5	38.7
大阪港線・神戸線分岐	29.3	30.5	33.9	35.8	37.8	39.1	39.3
	29.6	30.8	34.2	36.1	38.1	39.4	39.6

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線 (4号・5号湾岸線)														南港南								
六甲アイランド北	住吉浜・魚崎 浜	深江浜	南芦屋浜	西宮浜	甲子園浜	鳴尾浜	尼崎末広	尼崎東海岸	中島	湾岸舞洲・ 北港 J C T	天保山・天保 山 J C T	南港北	南港中	南港南								
											2.5	4.7	—	—								
											2.1	4.6	6.8	—								
											2.6	4.7	7.2	9.4	—							
											—	—	—	—								
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
													0.8	—	4.9	7.0	9.5	11.7				
													2.2	3.0	—	7.1	9.2	11.7	13.9			
													—	—	—	—	—	—	—			
													0.9	—	5.5	6.3	—	10.4	12.5	15.0	17.2	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
														—	—	—	—	—	—	—	—	—
														—	—	—	—	—	—	—	—	—
														—	—	—	—	—	—	—	—	—
														—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.8	3.3	4.4	—	7.1	—	11.7	12.5	—	16.6	18.7	21.2	23.4	—									
														—	—	—	—	—	—	—	—	—
														—	—	—	—	—	—	—	—	—
														—	—	—	—	—	—	—	—	—
														—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.8	3.3	4.4	—	7.9	—	12.5	13.3	—	17.4	19.5	22.0	24.2	—									
														—	—	—	—	—	—	—	—	—
														—	—	—	—	—	—	—	—	—
														—	—	—	—	—	—	—	—	—
														—	—	—	—	—	—	—	—	—

大阪府高速湾岸線・兵庫県高速湾岸線 (4号・5号湾岸線)										貝塚 (北行)		貝塚 (南行)		
										岸和田南 (北行)		岸和田南 (南行)		
										3.2		0.9		
										5.5		7.6		
										-		-		
										8.2		10.3		
										10.0		12.1		
										-		-		
										13.5		15.6		
										-		-		
										16.3		18.4		
										18.9		21.0		
										21.4		23.5		
										-		-		
										-		-		
										24.4		27.6		
										26.5		29.7		
										29.1		32.3		
										-		-		
										31.4		34.6		
										33.6		36.8		
										-		-		
										36.9		40.1		
										-		-		
										40.6		43.8		
										43.1		46.3		
										43.9		47.1		
										-		-		
										37.0		39.5		
										38.1		39.5		
										40.3		-		
南港南	2.5	5.1	6.6	-	7.1	-	8.1	9.5	-	13.1	16.3	-	18.4	-
南港中	-	-	-	-	9.6	-	13.2	14.6	-	18.2	21.4	-	23.5	-
南港北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天保山・天保山JCT	8.7	11.3	12.8	-	15.8	-	19.4	20.8	-	24.4	27.6	-	29.7	-
湾岸舞臺・北港JCT	10.8	13.4	14.9	-	17.9	-	21.5	22.9	-	26.5	29.7	-	31.8	-
中島	13.4	16.0	17.5	-	20.5	-	24.1	25.5	-	29.1	32.3	-	34.4	-
尼崎東海岸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尼崎末広	15.7	18.3	19.8	-	22.8	-	26.4	27.8	-	31.4	34.6	-	36.7	-
鳴尾浜	17.9	20.5	22.0	-	25.0	-	28.6	30.0	-	33.6	36.8	-	38.9	-
甲子園浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮浜	21.2	23.8	25.3	-	28.3	-	31.9	33.3	-	36.9	40.1	-	42.2	-
南芦屋浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湊江浜	24.9	27.5	29.0	-	32.0	-	35.6	37.0	-	40.6	43.8	-	45.9	-
住吉浜・魚崎浜	27.4	30.0	31.5	-	34.5	-	38.1	39.5	-	43.1	46.3	-	48.4	-
六甲アイランド北	28.2	30.8	32.3	-	35.3	-	38.9	40.3	-	43.9	47.1	-	49.2	-

		泉佐野南	りんくう JCT
	泉佐野北	-	-
貝塚（南行）	1.9	4.1	5.0
貝塚（北行）	-	-	-
岸和田南（南行）	4.4	6.6	7.5
岸和田南（北行）	-	-	-
岸和田北	8.8	11.0	11.9
泉大津（南行）	11.1	13.3	14.2
泉大津（北行）	-	-	-
助松	13.8	16.0	16.9
高石	15.6	17.8	18.7
浜寺	-	-	-
石津	19.1	21.3	22.2
出島	-	-	-
大浜	21.9	24.1	25.0
三宅・三宅JCT	24.5	26.7	27.6
南港南	27.0	29.2	30.1
南港中	-	-	-
南港北	-	-	-
天保山・天保山JCT	33.2	35.4	36.3
海岸舞洲・北港JCT	35.3	37.5	38.4
中島	37.9	40.1	41.0
尼崎東海岸	-	-	-
尼崎東大	40.2	42.4	43.3
鳴尾浜	42.4	44.6	45.5
甲子園浜	-	-	-
西宮浜	45.7	47.9	48.8
南芦屋浜	-	-	-
濱江浜	49.4	51.6	52.5
住吉浜・魚崎浜	51.9	54.1	55.0
六甲アイランド北	59.7	54.9	55.8

名谷 JCT	垂水 JCT
	12

[illegible]

大阪府道高速大和川線 (6号大和川線)					三宅西	松原線・ 大和川線分岐
				常磐(東行)		0.6
			常磐(西行)	天美(仮称)	-	
				1.5	-	3.4
		跡跑(仮称)		-	-	
			常磐(西行)	5.7	-	7.6
	跡跑(西行)			-	-	
三宅・ 三宅ICCT				7.8	-	9.7

[illegible]

	柳谷 JCT
五社	-
西宮山口東・西宮山口 JCT	-
西宮山口南	-
有馬口	-
からと東	4.5
からと西	-
箕谷・箕谷 JCT	11.4
壱部	16.0
しあわせの村	18.9
白川 JCT	19.9
布施榎東	20.8
布施榎西・布施榎 JCT	22.3
前園	24.8
永井谷	27.7
伊川谷 JCT	29.6

神戸市道高速道路2号線 (31号神戸山手線)				白川JCT
		妙法寺	白川南	2.7
	神戸長田	-	-	-
湊川JCT		3.5	4.6	7.3
	-	5.3	6.4	9.1

神戸市道生田川箕谷線 (32号新神戸トンネル)			箕谷・箕谷JCT
		新神戸駅	6.9
	二宮・神若	-	7.7
国道2号	-	-	8.5

別添3

<u>出入口等間</u>	<u>利用距離 (km)</u>
神田出口	3.2
東大阪荒本出口・東大阪JCT出口（中野方向から進行して流出する出口等に限る。）	3.6
三宅西出口	2.2
<u>北津守出口</u>	<u>3.1</u>
<u>大正西出口</u>	<u>1.5</u>
泉大津入口（岸和田北方向へ進行する入口に限る。）（ただし、当該入口における料金徴収開始のときまで適用する。）	16.9
前開出口（永井谷方向から進行して流出する出口に限る。）	4.8
箕谷出口（二宮方向から進行して流出する出口に限る。）	8.5

○普通車、大型車及び特大車の種類

本文中、記〔2〕三（1）に定める普通車、大型車及び特大車の種類は、以下のとおりとする。

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗員定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両

大型車	リ 普通貨物自動車 (車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに定める値以下かつ 4 車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上で車軸数が 3 以下のもの（へに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項に定める限度以下で、車軸数が 4 のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3 車軸）
	ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員 30 人以上又は車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの並びに同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 21 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 29 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2 車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、へ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車（4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 30 人以上又は車両総重量 8 トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

料金の額及びその徴収期間（現行）

※以下、「大阪府道高速大阪池田線等」に係る料金の額及びその徴収期間を記載し、大阪府大阪市に関する内容を含む部分を下線で示す。

〔1〕基本料金の額

阪神高速道路（本文記1 高速道路の路線名中、①から⑳の路線をいう。以下同じ。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。ただし、別紙1－10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

一. 1キロメートル当たり料金の額と固定額

(1) 1キロメートル当たり料金の額

普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。）の利用距離に対して課する1キロメートル当たり料金の額は、29.52円とする。

(2) 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する普通車の固定額は、276.19円とする。

(3) 大型車（車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の1キロメートル当たり料金の額及び利用1回に対して課する固定額は、普通車の2倍とする。

二. 適用方法

(1) 利用距離

阪神高速道路の出入口等（阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部をいう。以下同じ。）の相互間の利用距離は、別添1のキロ程によるものとする。ただし、ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ETCカード（同省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めたETCシステム利用規程（平成24年12月6日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車は、阪神高速道路の入口等から利用可能（記〔5〕二に定める通行方法によ

る場合を含む。以下同じ。)な最遠の出口等までの距離(別添2に掲げる出入口等間を利用する場合においては、同表に掲げる距離)を利用距離とする。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1又は別添2に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに記(1)に定める出入口等の相互間の利用距離に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額 = $L \times R + F$ (単位:円)

注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L: 出入口等の相互間の利用距離 (単位:キロメートル)

R: 1キロメートル当たり料金の額 (単位:円)

F: 利用1回に対して課する固定額 (単位:円)

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をAランプ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をBランプ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をCランプ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDランプとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B、C及びD各ランプの走行により迂回走行した自動車が、阪神高速道路を順方向に走行し、Cランプにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

① ETC車の場合の料金調整

AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算して、記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

② ETC車以外の自動車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aランプからの利用距離に応じて記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記二(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金の計算額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

[2] 特別の措置

料金の額については、記[1]にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。

なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。ただし、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

一. 料金の額

(1) 阪神高速道路の出入口等の相互間を通行する自動車に適用する基礎料金は、記(2)の利用距離に応じて、下表の額を適用する。

利用距離	基礎料金 (円)	
	普通車	大型車
6.0km 以下	476.19	952.38
6.0km 超 ～ 12.0km 以下	571.42	1,142.84
12.0km 超 ～ 18.0km 以下	666.66	1,333.32
18.0km 超 ～ 24.0km 以下	761.90	1,523.80
24.0km 超 ～ 30.0km 以下	857.14	1,714.28
30.0km 超 ～ 36.0km 以下	952.38	1,904.76
36.0km 超 ～ 42.0km 以下	1,047.61	2,095.22
42.0km 超 ～ 48.0km 以下	1,142.85	2,285.70
48.0km 超 ～ 54.0km 以下	1,238.09	2,476.18
54.0km 超 ～ 60.0km 以下	1,333.33	2,666.66
60.0km 超 ～ 66.0km 以下	1,428.57	2,857.14
66.0km 超	1,523.80	3,047.60

(2) 阪神高速道路の出入口等の相互間の利用距離は、別添1のキロ程によるものとする。ただし、ETC車以外の自動車は、阪神高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添2に掲げる出入口等間を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とする。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1又は別添2に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(3) 1回の通行に係る料金の額は、車種ごとに出入口等の相互間の利用距離に応じて、記(1)に定める基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二. 相互利用区間の料金の額

下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記一の規定にかかわらず、1回の通行につき同表の相互利用区間の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。ただし、同表の区間のみを通行する自動車が、一般国道2号（第二神明道路）のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間を連続して通行する場合にあつては、同表の相互利用区間の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を、同表の区間のみを通行について会社が当該自動車から徴収する料金の額と一般国道2号（第二神明道路）のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間の通行について西日本高速道路株式会社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とみなす。

路線名	相互利用区間の料金を徴収する区間	相互利用区間の基礎料金		
		普通車	大型車	特大車
兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線	神戸市西区伊川谷町潤和から同町井吹まで及び同市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで	190.47 円	285.71 円	666.66 円

(注) 上表の普通車、大型車及び特大車の種類は、別添3のとおりとする。

三. 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をAランプ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出口をBランプ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をCランプ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDランプとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B、C及びD各ランプの走行により迂回走行した自動車が、阪神高速道路を順方向に走行し、Cランプにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、記二の区間のみを通行する自動車については、料金調整は行わない。

(1) ETC車の場合の料金調整

AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算した利用距離に応じて、料金を適用する。

(2) ETC車以外の自動車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aランプからの利用距離に応じて料金を適用する。

四. 神戸市道生田川箕谷線を通行する場合の料金の額

(1) 神戸市道生田川箕谷線と他の阪神高速道路とを連続して通行（ETC車については、記〔5〕二に定める兵庫県道高速神戸西宮線と神戸市道生田川箕谷線とを引き続いて通行する場合を含む。）する自動車の料金の額は、記一の規定にかかわらず、下表の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額と、神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離に応じて記一に定める基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額との合計額を徴収する。

ただし、出入口等の相互間に神戸市道生田川箕谷線及び神戸市道高速道路2号線又はそのいずれかを含む経路が複数存在する場合、実際に通行した経路にかかわらず、最短経路を通行したものとみなし、最短経路の利用距離を適用する。最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含む場合は、本項に定める料金の額を徴収し、最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含まない場合は、記一に定める料金の額を徴収する。

車種	普通車	大型車
基礎料金（円）	571.42	1,142.84

(2) 神戸市道生田川箕谷線のみを通行する自動車の料金の額は、記一の規定にかかわらず、

1回の通行につき、記（１）の下表の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額を適用する。ただし、普通車には道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第１条第２項に規定する第二種原動機付自転車を含み、第二種原動機付自転車の料金の額は、４７．６１円に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額を適用する。

〔３〕割引を適用する自動車及び割引率等

一．上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

（１）割引を適用する自動車

出入口等の相互間を通行する自動車

（２）割引内容

① 神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離が、下表に掲げる利用距離となる場合は、記〔２〕一（１）に定める基礎料金にかかわらず、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

利用距離	割引後の基礎料金（円）	
	普通車	大型車
30.0km 超	857.14	1,714.28

② この割引による料金の額は、車種ごとに記①に定める割引後の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

二．障害者割引については、以下のとおりとする。

（１）割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和４８年９月２７日児発第７２５号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」

という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード(会社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。)又はETCパーソナルカード(六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。)と車載器(利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。)をともに使用する場合には限る。

(2) 割引率

割引率は50%以下とする。

三. ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうちETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。)が別に定める約款(以下「利用約款」という。)により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の納付を行おうとする路線バス(乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。)。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

割引率は39%以下とする。

四. 新神戸トンネル連続利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

- ① 兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するETC車。
ただし、会社が別に定める通行方法により通行する場合に限る。
- ② 兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するETC車以外の自動車

(2) 割引内容

記(1)①又は②に定める自動車ごとに次の割引内容とする。なお、この割引による料金の額は、車種ごとに定める割引後の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

- ① 割引内容は記〔２〕四（１）に定める料金の額を徴収せず、神戸市道生田川箕谷線の出入口を含む出入口等の相互間の利用距離に応じて、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

利用距離	割引後の基礎料金（円）	
	普通車	大型車
12.0km 以下	571.42	1,142.84
12.0km 超～18.0km 以下	666.66	1,333.32
18.0km 超～24.0km 以下	761.90	1,523.80
24.0km 超	857.14	1,714.28

- ② 割引内容は記〔２〕四（１）に定める料金の額を徴収せず、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

割引後の基礎料金（円）	
普通車	大型車
857.14	1,714.28

五. 基礎割引額等を適用する割引については、以下のとおりとする。

（１）環境ロードプライシング割引

① 割引を適用する自動車

イ ETC車のうち大型車

ロ ETC車のうち、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第二の自動車の範囲の欄に掲げる自動車のうち下表に掲げる車両で、かつETCコーポレートカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

<u>自動車の範囲</u>	<u>分類番号</u>
<u>貨物の運送の用に供する普通自動車</u>	<u>1、10 から 19 まで及び 100 から 199 まで</u>
<u>人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車</u>	<u>2、20 から 29 まで及び 200 から 299 まで</u>
<u>散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供する普通自動車</u>	<u>8、80 から 89 まで及び 800 から 899 まで</u>

② 割引率等

イ 割引率を適用する場合

割引率は30%とする。ただし、下表に掲げる利用区間を通行する場合は、記①イ又はロごとに同表の利用距離に応じて、同表の割引率を適用する。なお、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額を10円単位に四捨五入する。

利用区間	利用距離	割引率	
		①イ	①ロ
<u>兵庫県道高速湾岸線の一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港 J C T）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合。ただし、兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市東海岸町から西宮市西宮浜一丁目まで又は大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点とする場合は除く。</u>	利用距離にかかわらず	15%	
<u>兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港 J C T）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合</u> 大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と連続して通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合は除く。	利用距離にかかわらず	10%	

ロ 基礎割引額を適用する場合

下表に掲げる利用区間を通行する場合は、記①イ又はロごとに同表の利用距離に応じて、同表の基礎割引額を適用する。

利用区間	利用距離	基礎割引額	
		①イ	①ロ
兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市末広町（尼崎末広東行出口及び西行入口）又は尼崎市東海岸町（尼崎東海岸出入口）を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市鳴尾浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区岩屋南町から須磨区月見山町三丁目までの区間の一部を含む区間とを連続して通行（記〔５〕二に定める通行方法による場合に限る。）する場合	12.0km 超～18.0km 以下	400.00 円	200.00 円
	18.0km 超～24.0km 以下	590.47 円	295.23 円
	24.0km 超	780.95 円	390.47 円
兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目（甲子園浜出入口）までの区間の一部を含む区間を通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	6.0km 以下	285.71 円	142.85 円
	6.0km 超～12.0km 以下	476.19 円	238.09 円
	12.0km 超～18.0km 以下	666.66 円	333.33 円
	18.0km 超～24.0km 以下	857.14 円	428.57 円
	24.0km 超	1,047.61 円	523.80 円
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間及び西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	6.0km 以下	419.04 円	209.52 円
	6.0km 超～12.0km 以下	609.52 円	304.76 円
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間のみ又は西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する場合	利用距離にかかわらず	685.71 円	342.85 円

③ 割引を適用する区間

イ 兵庫県道高速湾岸線のうち神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間。ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のう

ち神戸市灘区味泥町（摩耶東行入口及び摩耶西行出口）から西宮市今津水波町までの区間、兵庫県道高速大阪西宮線又は大阪府道高速大阪西宮線を通行する場合は除く。

ロ 大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち大阪市港区港晴（天保山出入口）から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の全部又は一部の区間並びに大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港 J C T）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間の全部又は一部の区間。ただし、当該区間のみを通行する場合に限る。

（２）NEXCO・本四との乗継割引

① 割引を適用する自動車

下表左欄の路線（下表中欄の区間の全部又は一部の区間を通行する自動車で、当該区間のみを通行する場合に限る。）と下表右欄の西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が管理する路線を連続して通行する E T C 車。

路線	区間	路線
大阪府道高速大阪池田線	豊中南（名神）（北行）出入口から池田出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線
大阪府道高速大阪松原線 大阪府道高速大和川線	松原 J C T から平野出入口又は三宅西出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線又は高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
大阪府道高速大阪東大阪線	東大阪 J C T から第二阪奈出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線
兵庫県道高速神戸西宮線	西宮 I C から芦屋出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線
兵庫県道高速神戸西宮線	月見山（第二神明）から柳原出入口まで	一般国道 2 号（第二神明道路）
兵庫県道高速北神戸線	西宮山口 J C T から西宮山口南出入口まで	高速自動車国道中国縦貫自動車道
兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路 2 号線	布施畑 J C T から永井谷出入口、しあわせの村出入口又は白川南出入口まで	一般国道 2 8 号（神戸淡路鳴門自動車道）
兵庫県道高速北神戸線	伊川谷 J C T から前開出入口まで（ただし、伊川谷 J C T から永井谷 J C T までの区間のみを通行する場合は除く。）	一般国道 2 号（第二神明道路）
大阪府道高速湾岸線	りんくう J C T から貝塚（南行）出入口まで	一般国道 4 8 1 号（関西国際空港連絡橋）又は高速自動車国道関西国際空港線

② 基礎割引額は、普通車については 9 5 . 2 3 円、大型車については 1 9 0 . 4 7 円とする。

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(3) 西線内々利用割引

① 割引を適用する自動車

兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路北神戸線、神戸市道高速道路2号線、兵庫県道高速神戸西宮線、兵庫県道高速湾岸線（神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間に限る。）及び神戸市道生田川箕谷線における出入口等を起着点として通行し、かつ、その利用距離が6キロメートルを超えるETC車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

② 基礎割引額は、普通車については95.23円、大型車については190.47円とする。

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(4) 池田線端末区間割引

① 割引を適用する自動車

大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線のうち池田市桃園二丁目から同市木部町までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

② 基礎割引額は、普通車については190.47円、大型車については380.95円とする。ただし、ETC車に限り、下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合においては、同表の基礎割引額を併せて適用する。

区分	時間帯	基礎割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00 以後～9:00 前	142.85 円	285.71 円
	17:00 以後～20:00 前		

(注) 平日（月曜日～金曜日）は、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。以下同じ。）を除く。

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(5) 西大阪線端末区間割引

① 割引を適用する自動車

大阪市道高速道路西大阪線のうち大阪市大正区三軒家東三丁目から同市港区弁天五丁目までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

② 基礎割引額は、普通車については285.71円、大型車については571.42円とする。ただし、ETC車に限り、下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合においては、同表の基礎割引額を併せて適用する。

区分	時間帯	基礎割引額	
		普通車	大型車
全日	0:00 以後～6:00 前	95.23 円	190.47 円
	22:00 以後～24:00 前		

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(6) 東大阪線端末区間割引

① 割引を適用する自動車

イ 大阪府道高速大阪東大阪線のうち東大阪市荒本北から同市西石切町五丁目までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

ロ 記イに掲げる区間と高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線とを連続して通行するETC車

② 記①イ又はロに定める自動車ごとに次の基礎割引額を適用する。

イ 普通車 285.71円

大型車 571.42円

ロ 普通車 190.47円

大型車 380.95円

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(7) 基礎割引額を適用した料金の額及び消費税等の取扱い

記(1)から記(6)までに定める基礎割引額を適用した料金の額は、記〔2〕一(3)の規定にかかわらず同(1)又は同四に定める自動車ごとの利用距離に応じた基礎料金の額に上限料金の引下げに係る割引又は新神戸トンネル連続利用割引を適用した基礎料金から記(1)から記(6)までに定める自動車ごとの基礎割引額(池田線端末区間割引又は西大阪線端末区間割引の表に掲げる区分及び時間帯に定める基礎割引額を併せて適用する場合においては、その合計額とする。)を適用し、その後に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

六. ETC前納割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETCクレジットカード(会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

(2) 割引率

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500 円	10,000 円	約5%
58,000 円	50,000 円	約14%

七. 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引内容

一のE T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードごとに平成24年4月20日以前に付与されたポイント及び平成18年3月31日付け阪高計画第85号で申請し、同日付けで許可を受けた「京都市道高速道路1号線等に関する事業」のうち本文「1. 高速道路の路線名」中①及び②の路線（以下「京都圏」という。）において付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

八. 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

① 車両単位割引

一のE T CコーポレートカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の1ヵ月の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）に応じて、表1に掲げる割引率を適用する。ただし、平成29年3月31日までの間にあっては、表1にかかわらず、表2に掲げる割引率を適用する。

表1

<u>月間利用額区分</u>	<u>割引率</u>
<u>5,000円以下の部分</u>	<u>0%</u>
<u>5,000円超～10,000円以下の部分</u>	<u>3%</u>
<u>10,000円超～35,000円以下の部分</u>	<u>6%</u>
<u>35,000円超～70,000円以下の部分</u>	<u>8%</u>
<u>70,000円を超える部分</u>	<u>13%</u>

表2

<u>月間利用額区分</u>	<u>割引率</u>
<u>5,000円以下の部分</u>	<u>0%</u>
<u>5,000円超～10,000円以下の部分</u>	<u>10%</u>
<u>10,000円超～30,000円以下の部分</u>	<u>15%</u>
<u>30,000円を超える部分</u>	<u>20%</u>

② 契約単位割引

イ 利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約に基づく利用者の阪神高速道路における月間利用額の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。ただし、阪神高速道路における月間利用額（京都圏における月間利用額を含めない。）に限り、5%の割引率を加えて適用する。
ロ この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

③ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記①に掲げる表を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

九. 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

（1）割引を適用する自動車

E T C車

（2）割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

（3）割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間（1年間を限度とする。）を設定する。

（4）割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

（5）事前の届出

個々の企画割引ごとに記（1）から記（4）までの内容について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十. 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

（2）割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

（3）割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

（4）割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

（5）事前の届出

個々の社会実験ごとに記（1）から記（4）までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十一．割引相互間の適用関係

- (1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、新神戸トンネル連続利用割引、E T C前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスに限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用し、障害者割引適用後の金額に対してE T C前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスを適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、池田線端末区間割引、西大阪線端末区間割引、東大阪線端末区間割引又は東大阪線端末区間割引及びN E X C O・本四との乗継割引を適用した場合（以下「重複割引等」という。）の方が低い額になる場合は、重複割引等を当該自動車に適用する。
- (2) E T C路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。
- (3) 上限料金の引下げに係る割引、新神戸トンネル連続利用割引、環境ロードプライシング割引、N E X C O・本四との乗継割引、西線内々利用割引、池田線端末区間割引、西大阪線端末区間割引、東大阪線端末区間割引、E T C前納割引、一般向けマイレージポイントサービス及び事業者向け大口・多頻度割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

○・・・重複適用あり

×・・・重複適用なし

	上限 料金										
新神戸	○	新神戸									
環境RP	○	○	環境RP								
会社間	○	×	×	会社間							
西線内々	○	○	×	×	西線内々						
池田	○	×	×	×	×	池田					
西大阪	○	×	×	×	×	×	西大阪				
東大阪	○	×	×	○	×	×	×	東大阪			
前納	○	○	○	○	○	○	○	○	前納		
マイレージ	○	○	○	○	○	○	○	○	×	マイレージ	
大口・多頻度	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	大口・多頻度

(注) 「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「新神戸」は新神戸トンネル連続利用割引、「環境RP」は環境ロードプライシング割引、「会社間」はNEXCO・本四との乗継割引、「西線内々」は西線内々利用割引、「池田」は池田線端末区間割引、「西大阪」は西大阪線端末区間割引、「東大阪」は東大阪線端末区間割引、「前納」はETC前納割引、「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
<u>1</u>	<u>上限料金の引下げに係る割引</u>
<u>2</u>	<u>新神戸トンネル連続利用割引、NEXCO・本四との乗継割引、池田線端末区間割引又は西大阪線端末区間割引</u>
<u>3</u>	<u>環境ロードプライシング割引又は東大阪線端末区間割引</u>
<u>4</u>	<u>西線内々利用割引</u>
<u>5</u>	<u>ETC前納割引、一般向けマイレージポイントサービス又は事業者向け大口・多頻度割引</u>

〔4〕 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成24年9月18日までとする。

〔5〕 その他

一. けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合は、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合は、2台目以降の被けん引自動車について、1台につき、更に普通車の料金1台分を徴収する。

二. 乗継について

阪神高速道路のうち下表のA路線欄に掲げる路線とB路線欄に掲げる路線とを引継いで通行する場合（ただし、会社が別に定める出口及び入口を引継いで通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はE T Cシステムに当該通行実績を記録したE T C車それぞれについて、会社が別に定める日までの間、これを1回の通行とみなす。

<u>A路線</u>	<u>B路線</u>	<u>備考</u>
<u>大阪府道高速大阪堺線</u>	<u>大阪府道高速湾岸線（堺市堺区大浜西町から泉大津市臨海町一丁目までの区間）</u>	<u>A路線とB路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。</u>
兵庫県道高速神戸西宮線 （神戸市須磨区月見山町三丁目から同市灘区岩屋南町までの区間）	兵庫県道高速湾岸線	
<u>大阪府道高速大阪西宮線 又は大阪府道高速湾岸線</u>	<u>大阪府道高速大阪池田線（大阪市北区堂島浜から同区西天満までの区間）</u>	<u>A路線からB路線へ通行する場合に限る。</u>
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市道生田川箕谷線	A路線とB路線とをE T C車で通行する場合に限る。

三. 消費税等の取扱いに関する事前の届出

記〔1〕から記〔3〕までに掲げる消費税等の取扱いについて、事前に国土交通大臣に届出をすることで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

四. 実施期日

記〔1〕から記〔3〕までに掲げる事項は平成26年4月1日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

別添1

○ 出入口等の相互間のキロ程（単位：km）

本文中、記〔1〕二（1）及び〔2〕一（2）に定める出入口等の相互間のキロ程は、一般街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を算入しない出入口等の相互間の距離とし、以下のとおりとする。なお、出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に通行した経路にかかわらず、阪神高速道路のみを通行した時の最短経路により算出したキロ程を適用する。ただし、記〔5〕二により通行した場合は、乗継のため、阪神高速道路を流出するまでのキロ程と引き続いて阪神高速道路に再流入してからのキロ程を合算したキロ程とする。また実際に通行した入口及び出口によるキロ程に比して、当該入口の直前の入口又は当該出口の直後の出口を採用した場合のキロ程が短くなる場合については、当該直前の入口又は当該直後の出口を利用したものとしてキロ程を算出する。

大阪府道高速大阪池田線 (1号環状線)										夕陽丘 出口
										6.3
										—
										1.7
										2.3
										—
										2.9
										3.6
										—
										4.5
										4.8
										—
										1.6
										2.5
										—
										4.0
										4.4
										—
										2.1
										2.8
										—
										3.4
										—
										3.7
										—
										4.6
										—
										2.7
										—
										3.4
										—
										4.3
										4.6

環状線・大阪港線分岐(16号大阪港線と3号神戸線とを1号環状線を介して往来する場合)の特例

環状線・大阪港線分岐	環状線・大阪 港線分岐
	5.1

大阪府道高速大阪池田線・兵庫県道高速大阪池田線
(11号池田線・池田延伸線)

										大阪空港
										-
										3.4
										4.6
										-
										-
										10.2
										11.4
										12.2
										12.6
										-
										13.2

				池田木部
				-
				3.2
				-
				-
				11.0
				12.2
				-
				-
				-
				19.0
				19.8
				20.2
				-
				20.8

大阪府道高速大阪守口線・大阪府道高速道路森小路線
(12号守口線・森小路線)

										森小路
										-
										-
										-
										-
										-
										5.4
										5.8
										6.4

大阪府道高速大阪東大阪線
(13号東大阪線)

									第二阪奈
									-
									3.6
									-
									-
									-
									9.8
									-
									11.6

大阪府道高速大阪松原線
(14号松原線)

										松原JCT
										-
										1.6
										-
										-
										5.2
										-
										8.9
										-
										12.1

大阪府道高速大阪堺線・大阪市道高速道路西大阪線
(15号堺線・17号西大阪線)

							国道26号
							堺
							住之江
							玉出
							津守
							芦原
							汐見橋
							湊町
							環状線・堺線分岐
							0.0
							5.6
							8.3
							11.6
							12.2

					安治川
					弁天町
					大正西
					大正東
					北津守
					国道26号
					堺
					住之江
					玉出
					0.3
					2.1
					3.1
					10.3
					9.7
					6.4
					3.7

大阪府道高速大阪東大阪線
(16号大阪港線)

						天保山・天保山JCT
						波除
						本田・九条
						西長堀
						大阪港線・神戸線分岐
						阿波座
						環状線・大阪港線分岐
						0.4
						0.9
						1.5
						2.0
						5.6
						6.4
						6.9

大阪府道高速大阪西宮線・兵庫県道高速大阪西宮線・兵庫県道高速神戸西宮線 (3号神戸線)									西宮IC	西宮
								武庫川	-	-
							尼崎西	1.2	-	-
						尼崎東	-	-	-	-
				大和田					-	-
			姫島						-	-
			海老江・ 海老江JCT	1.1	-	1.9	-	6.8	-	-
		中之島西	-	3.3	-	-	-	-	-	-
	西長堀	-	-	3.9	-	3.9	-	8.8	-	-
	-	-	-	4.2	-	6.1	-	11.0	-	-
大阪港線・神戸線分岐	-	-	-	3.9	-	6.7	-	11.6	-	-
	-	-	-	4.2	-	7.0	-	11.9	-	-

										月見山
								湊川・湊川	若宮	-
								JCT	2.0	3.3
						京橋	柳原	1.9	3.9	5.2
					生田川	3.4	5.3	7.3	8.6	
				摩耶	1.2	4.6	6.5	8.5	9.8	
		魚崎	2.3	3.5	6.9	8.8	10.8	12.1		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	芦屋	1.3	5.9	8.2	9.4	12.8	14.7	16.7	18.0	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮	0.6	-	5.9	10.5	12.8	14.0	17.4	19.3	21.3	22.6
西宮IC	2.9	-	8.2	12.8	15.1	16.3	19.7	21.6	23.6	24.9
武庫川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尼崎西	6.7	-	12.0	16.6	18.9	20.1	23.5	25.4	27.4	28.7
尼崎東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大和田	12.3	-	17.6	22.2	24.5	25.7	29.1	31.0	33.0	34.3
姫島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海老江・海老江JCT	14.3	-	19.6	24.2	26.5	27.7	31.1	33.0	35.0	36.3
中之島西	16.5	-	21.8	26.4	28.7	29.9	33.3	35.2	37.2	38.5
西長堀	17.1	-	22.4	27.0	29.3	30.5	33.9	35.8	37.8	39.1
大阪港線・神戸線分岐	17.4	-	22.7	27.3	29.6	30.8	34.2	36.1	38.1	39.4

	第二神明
月見山	-
若宮	-
湊川・湊川JCT	3.5
柳原	5.4
京橋	8.8
生田川	10.0
摩耶	12.3
魚崎	-
深江	18.2
芦屋	-
西宮	22.8
西宮IC	25.1
武庫川	-
尼崎西	28.9
尼崎東	-
大和田	34.5
姫島	-
海老江・海老江JCT	36.5
中之島西	38.7
西長堀	39.3
大阪港線・神戸線分岐	39.6

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線 (4号・5号湾岸線)									湾岸舞洲・北港JCT
							尼崎東海 岸	中島	2.6
							0.8	-	4.9
						鳴尾浜	2.2	3.0	-
					甲子園浜	-	-	-	-
				西宮浜	0.9	-	5.5	6.3	-
			南芦屋浜	-	-	-	-	-	-
		深江浜	1.1	-	4.6	-	9.2	10.0	-
	住吉浜・魚 崎浜	2.5	3.6	-	7.1	-	11.7	12.5	-
六甲アイランド北	0.8	3.3	4.4	-	7.9	-	12.5	13.3	-

52

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線
(4号・5号湾岸線)

									泉佐野北
								貝塚 (南行)	1.9
							岸和田南 (南行)	0.9	4.4
						岸和田南 (北行)	3.2	5.3	8.8
				泉大津 (南行)	2.3	5.5	7.6	11.1	15.6
			泉大津 (北行)	1.4	3.2	5.0	8.2	10.3	13.8
	高石	助松	3.2	6.8	10.0	12.1	15.6	19.1	21.9
		1.8	5.3	8.1	10.7	13.1	16.3	18.4	21.9
浜寺	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石津	-	5.3	6.7	-	10.3	13.5	-	15.6	19.1
出島	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大浜	-	8.1	9.5	-	13.1	16.3	-	18.4	21.9
三宝(都市計画道路築港天美 線と接続し通行可能となる日以 後)・三宝JCT	-	10.7	12.1	-	15.7	18.9	-	21.0	24.5
三宝(都市計画道路築港天美 線と接続し通行可能となる日以 まで)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南港南	-	13.2	14.6	-	18.2	21.4	-	23.5	27.0
南港中	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南港北	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天保山・天保山JCT	-	19.4	20.8	-	24.4	27.6	-	29.7	33.2
湾岸舞洲・北港JCT	-	21.5	22.9	-	26.5	29.7	-	31.8	35.3
中島	-	24.1	25.5	-	29.1	32.3	-	34.4	37.9
尼崎東海岸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尼崎末広	-	26.4	27.8	-	31.4	34.6	-	36.7	40.2
鳴尾浜	-	28.6	30.0	-	33.6	36.8	-	38.9	42.4
甲子園浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮浜	-	31.9	33.3	-	36.9	40.1	-	42.2	45.7
南芦屋浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-
深江浜	-	35.6	37.0	-	40.6	43.8	-	45.9	49.4
住吉浜・魚崎浜	-	38.1	39.5	-	43.1	46.3	-	48.4	51.9
六甲アイランド北	-	38.9	40.3	-	43.9	47.1	-	49.2	52.7

	泉佐野南	りんくう JCT
	-	-
泉佐野北	-	-
貝塚(南行)	4.1	5.0
貝塚(北行)	-	-
岸和田南(南行)	6.6	7.5
岸和田南(北行)	-	-
岸和田北	11.0	11.9
泉大津(南行)	13.3	14.2
泉大津(北行)	-	-
助松	16.0	16.9
高石	17.8	18.7
浜寺	-	-
石津	21.3	22.2
出島	-	-
大浜	24.1	25.0
三宝(都市計画道路築港天美 線と接続し通行可能となる日以 後)・三宝JCT	26.7	27.6
三宝(都市計画道路築港天美 線と接続し通行可能となる日以 まで)	-	-
南港南	29.2	30.1
南港中	-	-
南港北	-	-
天保山・天保山JCT	35.4	36.3
湾岸舞洲・北港JCT	37.5	38.4
中島	40.1	41.0
尼崎東海岸	-	-
尼崎末広	42.4	43.3
鳴尾浜	44.6	45.5
甲子園浜	-	-
西宮浜	47.9	48.8
南芦屋浜	-	-
深江浜	51.6	52.5
住吉浜・魚崎浜	54.1	55.0
六甲アイランド北	54.9	55.8

大阪市道高速道路淀川左岸線
(2号淀川左岸線)

淀川左岸舞洲・北港JCT	島屋・ユニバーサルシティ	正蓮寺川	大開	海老江北(仮称)・海老江JCT	大淀(仮称)	豊崎第1(仮称)・豊崎第2(仮称)
						—
						2.0
						3.8
						—
			2.0	3.2	5.2	7.0
		—	—	—	—	—
	0.9	—	4.8	6.0	8.0	9.8

大阪府道高速大和川線
(6号大和川線)

三宝(仮称)・三宝JCT	鉄砲西(仮称)	鉄砲東(仮称)	常磐西(仮称)	常磐東(仮称)	天美(仮称)	三宅西	松原線・大和川線分岐
							0.6
							—
							—
							3.4
	—	—	—	—	—	—	—
	1.4	—	5.2	—	7.8	—	9.7

兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線
(7号北神戸線・北神戸線(北延伸線))

伊川谷JCT	永井谷	前開	布施畑西・布施畑JCT	布施畑東	白川JCT	しあわせの村	藍那	箕谷・箕谷JCT	からと西	からと東
										—
										4.4
										—
										9.0
										—
										11.9
										—
										12.9
										—
										13.8
										—
										15.3
										—
										17.8
										—
										20.7
										—
										22.6

からと東	からと西	箕谷・箕谷JCT	藍那	しあわせの村	白川JCT	布施畑東	布施畑西・布施畑JCT	前開	永井谷	伊川谷JCT

神戸市道高速道路2号線
(31号神戸山手線)

湊川JCT	神戸長田	妙法寺	白川南	白川JCT
				2.7
				—
				7.3
				9.1

神戸市道生田川箕谷線
(32号新神戸トンネル)

国道2号	二宮・神若	新神戸駅	箕谷・箕谷JCT
			6.9
			7.7

○出入口等間の利用距離

出入口等間	利用距離 (km)
池田木部入口から神田出口	3.2
川西小花入口から神田出口	1.1
第二阪奈入口から東大阪荒本出口・東大阪 J C T 出口	3.6
水走入口から東大阪荒本出口・東大阪 J C T 出口	3.0
中野入口から東大阪荒本出口・東大阪 J C T 出口	0.9
<u>松原 J C T 入口から三宅西出口</u>	<u>2.2</u>
<u>大堀入口から三宅西出口</u>	<u>1.5</u>
<u>安治川入口から北津守出口</u>	<u>3.1</u>
<u>安治川入口から大正西出口</u>	<u>1.5</u>
<u>弁天町入口から北津守出口</u>	<u>2.1</u>
<u>弁天町入口から大正西出口</u>	<u>0.5</u>
伊川谷 J C T 入口から前開出口	4.8
永井谷入口から前開出口	2.9

○普通車、大型車及び特大車の種類

本文中、記〔2〕二に定める普通車、大型車及び特大車の種類は、以下のとおりとする。

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗員定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両

大型車	リ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(へに該当するものを除く。)、車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
	ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの並びに同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、へ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車(4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(リに該当するものを除く。)
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車(その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(チ又はルに該当するものを除く。)

(別紙)

阪 高 計 画 第 2 号
平 成 2 9 年 1 月 1 3 日

大阪市長
吉村 洋文 様

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 幸 和範 

大阪府道高速大阪池田線等の事業の変更について（同意申請）

平成18年3月31日付けで国土交通大臣の許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」を別紙のとおり変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づく許可を受けたいので、同条第7項において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。

添付資料省略

(参 考)

道路整備特別措置法（抄）

（高速道路の新設又は改築）

第3条 省 略

2 省 略

3 会社は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第13条第1項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合に於ては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第7条第3項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合に於ては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5 省 略

6 会社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路に於ては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第2項第1号、第2号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

8 - 10 省 略